\bigcirc	\bigcirc
石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和五十一年政令第百九十二
	<u>+</u>
:	号)
:	:
:	:
:	:
:	:
:	:
:	:
÷	:
÷	:
:	:
:	:
:	:
:	:
	1
:	:
:	:
:	:
:	:
2	1

0 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和五十一年政令第百九十二号)

(傍線の部分は改正部分)

七十四 (略) 五十五~七十二 (略) (削る)	五十三・五十四(略)	(削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)	引表 引表 引表 の世の他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又における行政区画その他の区域、埋立地の区域、令和四年四月一日1・2 (略)	E
五十七~七十二の二 (略) 五十七~七十二の二 (略) 五十六 削除	十域大開、鋼字四の臣作大飯開・うのの、字、作に五ち定字平字	五十三 下松地区 四〜五十二 (略) 四〜五十二 (略) 工町の区域のうち主務大臣の定める区域 工町の区域のうち主務大臣の定める区域 工町の区域のうち主務大臣の定める区域 ・北海道室蘭市陣屋町一丁目、陣屋町三丁目、幌萠三 室蘭地区	引表 引表 引表 の世の他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又における行政区画その他の区域、埋立地の区域、令和三年四月一日1・2 (略)	

○ 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)

			3
別表第三(第二十二条関係)		別表第三(第二十二	二十二条関係)
区分区域		区分	区域
(略) (略)		(略)	(略)
に掲げる地区の区域 、第五十七号及び第五十九号から第六十一号まで第九地区 区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十六号	ま六で号	第九地区	に掲げる地区の区域、第五十九号及び第六十一号から第六十三号まで区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十八号
十八号に掲げる地区の区域 一八号に掲げる地区の区域 区域令別表第五十号から第五十四号まで及び第六	第二十二	第十地区	十号に掲げる地区の区域区域令別表第五十号から第五十五号まで及び第七
区 区の区域 第十一地 区域令別表第七十一号及び第七十二号に掲げる地	る 地	区 第 十 一 地	る地区の区域区域令別表第七十二号及び第七十二号の二に掲げ
区 区の区域 第十二地 区域令別表第七十三号及び第七十四号に掲げる地	る 地	区第十二地	区の区域区域令別表第七十三号及び第七十五号に掲げる地区域令別表第七十三号及び

(傍線の部分は改正部分)